

7生福第5240号  
令和8年2月4日

各該当養護老人ホーム 施設管理者様

各該当軽費老人ホーム 施設管理者様

各該当特別養護老人ホーム 施設管理者様（いずれも小規模施設及び中核市所在施設を除く）

福島県高齢福祉課長  
(公印省略)

令和8年度福島県老人福祉施設等施設整備事業（大規模修繕等）の募集について（通知）

本県の保健福祉行政の推進につきまして、日ごろから御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。県では、介護施設等の入居者や職員の安全、安心を守るため、老朽化が進んでいる施設等の大規模修繕に対する補助を行っています。令和8年度分の事業を募集しますので、実施を希望する場合は、下記により必要書類を提出願います。なお、本募集は、令和8年度当初予算成立を前提に行うものです。

記

1 補助対象施設及び事業等

（別紙1）～（別紙2）のとおり。

2 提出資料 ※いずれも金額は税込みで記載願います。

- ・（別紙3）「令和8年度老人福祉施設大規模修繕事業に係る実施希望計画（回答）」
- ・（別紙4）令和8年度 老人福祉施設整備事業計画書（大規模修繕）

3 回答期限 令和8年2月27日（金）必着

4 提出先 福島県高齢福祉課 メール [koureihukushi\\_shisetsu@pref.fukushima.lg.jp](mailto:koureihukushi_shisetsu@pref.fukushima.lg.jp)

5 その他

（1）法人本部と十分に協議し回答願います。

（2）予算の範囲で内示を行うため採択とならない可能性があります。御了承願います。

（3）要望があった事業について、必要に応じて現地調査やヒアリングを実施します。

（4）事業スケジュール案

令和8年4月初旬：内示、4月下旬：交付決定

（5）交付要綱等で補助対象経費等を十分にご確認の上ご提出願います。

※設備について、原則として「交付要綱 別表2 補助金交付基準」に規定する「施設整備と一体的に整備されるもの」の考えに基づきますが、空調設備においては、いわゆるルームエアコンであっても、壁への設置工事を伴うものは「施設整備と一体的に整備されるもの」として取り扱い補助対象とします。（ファンヒーター、扇風機、冷風機等、設置にあたり工事を伴わず、持ち運びが可能なものは補助対象外。）

（6）今後数年で施設の廃止や取壊し等を検討している場合、要望の提出はお控え願います。

※補助事業の財産処分制限対象のため、取壊し等する場合、補助金返還を要する場合があります。

（事務担当 高齢福祉課 主査 松尾 電話 024-521-7164）